

# プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書(案)に対する意見書

平成31年3月8日

## 意見提出者

提出者名	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
------	---

## 意見提出フォーマット

第1章 プラットフォームサービスの拡大に伴う利用者情報の取扱いの確保等に係る検討の背景	
(該当箇所)	(意見)
第2章 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状	
第1節 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る法制度等の現状	
1. 通信の秘密の保護	
2. 電気通信事業における個人情報の保護	
第2節 IoT化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の現状	
1. 利用者情報を始めとするデータの流通量の飛躍的増大	
2. 産業・ビジネスのレイヤ構造化を始めとする市場構造の変化	
3. グローバルなプラットフォーム事業者の台頭に伴う、利用者情報のグローバルな流通の進展	
4. 利用者情報の取得・活用に対する、サービス提供者のニーズの高まり	
5. パーソナルデータ提供等に係る利用者意識の変化	<ul style="list-style-type: none"><li>- 外国事業者による日本の消費者の苦情処理が十分でないとの問題意識が掲げられているが、外国事業者でも責任をもって日本の消費者対応をしている事業者は多く存在します。いかにして外国事業者を日本の規制に従わせるかよりも、日米間の官民対話を進め、自主規制・共同規制を進めることに注力すべきだと考えます。</li><li>- 報告書案にもあるように、イノベーションの促進は重要であり、通信の秘密の確保とイノベーションの促</li></ul>

	<p>進の間にあるトレードオフに留意し、同意の在り方を検討すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 報告書案において同意疲れが言及されていますが、細かすぎる同意はユーザーが自身と事業者双方の権利を理解することなく同意してしまうことも考えられ、ユーザにとって有益とは限らないことを考えるべきです。</li> <li>- とりわけプライバシーに関連して、過度に規範的で形式的な法律や規制を採用すべきでないと考えます。技術は急速に進化するため、法律は技術の変化に適応できるだけの十分な柔軟性がなくてはなりません。プリンシプルベース・アプローチ(原則主義な考え方)を活用することにより、すべての関連当事者に十分な保護と義務があることを保証しつつ、この柔軟性と適応性を可能にできると考えます。</li> <li>- 日本国内の事業者による利用者情報の大規模流出事案も起こっており、外国事業者のみが殊更に利用者の不安・懸念を助長しているとはいえない状況にあることも適切に踏まえる必要があります。</li> </ul>
<p>第3節 欧米等における利用者情報の保護等を巡る動き</p>	
<p>1. GDPRによる利用者情報の保護</p>	
<p>2. Eプライバシー規則(案)における利用者情報の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 報告書案では ePrivacy 規則案について何度も言及されていますが、総務省と多くのステークホルダーが未だ検討中の事項が解決されるまでは、議論を進めるのは適当ではありません。法律、規制、文化、執行可能性その他多くの要素の違いを考慮すると、ハーモナイゼーションではなく、国際的な相互運用性を目指すほうがより望ましいと考えられます。外国の法規制、特に ePrivacy 規則のように他国で成立すらしておらず有効性も検証されていないものを、性急に持ち込んだり、適応させたりすることには、注意が必要です。</li> </ul>
<p>3. 米国における利用者情報の保護</p>	
<p>4. 韓国における利用者情報の保護</p>	
<p>5. 多国間における利用者情報の保護</p>	
<p>第3章 プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性</p>	
<p>第1節 基本的視点(利用者情報の利活用とプライバシー保護とのバランス)</p>	

(該当箇所)	
<b>第2節 各検討項目に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性</b>	
1. 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 報告書案では、電気通信事業法について日本で拠点を有していたり事業をしていなくとも、日本に所在する者をターゲットとしてサービスを提供してさえいれば適用される、という標的基準(ターゲット基準)の考え方を取り入れた域外適用等の法整備が提案されています。</li> <li>- 日本が域外適用の強化を検討することで、他国も対抗して国外事業者に貿易制限的な措置を実施することにつながる恐れがあり、混乱が生じることが懸念されます。</li> <li>- 報告書案では、「国外のプラットフォーム事業者」をターゲットにしていますが、その定義が定かではなく、「我が国の利用者を対象として」いるサービスを提供する場合についても、仮に日本語や日本円による決済機能を有しておらずとも、日本の利用者が存在する場合もあり、外縁が不明確です。</li> <li>- 私的な通信は、国外で行われる事実上あらゆるデータ処理活動と結びつく可能性があるため、国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を設置しない事業者に法を適用すべきではありません。そのようなモデルは、データを取り扱う外国企業に対して複数の基準を遵守することを余儀なくさせ、相反する基準や不必要な複雑さをもたらすものです。</li> </ul>
2. 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 電気通信事業法の趣旨からすれば、OTT サービス事業者に適用すべきではありません。また、電気通信サービスのみならず、「電気通信サービスに類似したサービス」を提供する場合についても検討の対象となっていますが、内外一致を理由とするのならば、現在電気通信事業法が適用となっている電気通信サービスを越えたサービスについて検討すべきではないと考えます。</li> <li>- 本報告書案では、通信の秘密の保護に抵触しないケースを法律に明記すべきとする意見が紹介されています。しかし、そのような意見に従うと、かえって利用者情報を利活用した電子通信サービスを適</li> </ul>

	<p>切に規律できないと考えます。許容されるケースの法律での明記は、変化の激しい電子通信サービス業界にとって新しいサービスへの萎縮効果を生むおそれがある上、法律改正の時間的・手続的負担が重く、業界の変化を柔軟に反映するには不適切である可能性があります。むしろ技術や業界の変化に関する知見が豊富な事業者に対して法の趣旨を実現するような自主規制を促したり、必要に応じてガイドラインや照会制度を通じて柔軟な対応を行いつつ個々の事例への適用結果を監督官庁である総務省に報告したりすることが重要であると考えます。</p>
<p>3. プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 本報告書では、国外のプラットフォーム事業者に対する法律の執行の担保の方策としては、域内に代理人を設置する方法や共同規制的なアプローチなどについて議論が尽くされているようには拝見できず、貿易制限的な措置にならないような観点も含め、引き続き関係業界を交えた議論が必要です。</li> </ul>
<p>4. 欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 法律やガイドラインの見直しを行う際、国内の現行の法律やガイドラインとの調和も考えるべきです。</li> <li>- 適用される法律やガイドラインの数が増えると事業者の負担も増え、サービスの利用者にも分かりづらくなります。混乱が生じないよう、各省庁の所管する法規制を考慮し、重複する範囲がないように議論を進めるべきです。</li> <li>- プライバシー、データ保護または個人情報に係る事項については、個人情報保護法などその他法律やガイドラインと矛盾が生じないよう、慎重に議論を進めるべきです。通信の秘密の保護についての議論や、端末 ID やクッキーなどの情報の整理についても、関連法との調和を確保すべきです。</li> </ul>
<p>第4章 トラストサービスに関する主な検討事項</p>	
<p>第1節 トラストサービスの必要性</p>	
<p>1. サービスに応じたIDの利用</p>	
<p>2. Society5.0を支えるトラストサービス</p>	

<b>第2節 欧州におけるトラストサービスの動向</b>	
(該当箇所)	
<b>第3節 トラストサービスの在り方の検討における基本的視点</b>	
1. ネットワークにつながる人・組織・モノの正当性を確認できる仕組みの確保 (Identification/Authentication)	
2. データの完全性の確保 (Data Integrity)	
3. トラストサービスの実現にあたって配慮すべき事項	
<b>第4節 トラストサービスの在り方の検討事項</b>	
1. 人の正当性を確認できる仕組み	
2. 組織の正当性を確認できる仕組み	
3. モノの正当性を確認できる仕組み	
4. データの存在証明・非改ざん証明の仕組み	
5. データの完全性と送受信の正当性の確認を組み合わせた仕組み	
<b>第5章 オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応</b>	
1. 欧米等におけるフェイクニュースや偽情報を巡る動き	
2. フェイクニュースや偽情報に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性	
<b>第6章 今後の検討の進め方</b>	
(該当箇所)	